

# 敦賀市行財政改革プラン

(第6次敦賀市行政改革大綱)



平成29年3月

# 目 次

## ■ 敦賀市の現状（行財政改革を取り巻く環境）

- ①人口推計
- ②総合計画
- ③公共施設等総合管理計画

## ■ 敦賀市行財政改革プラン 基本方針

### I 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進

- 1 公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討

### II 財政の健全性の維持

- 1 歳出の適正化
- 2 歳入の確保

### III 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

- 1 職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進

## ■ 推進期間、目標年次と今後の進め方

- 1 推進期間、目標年次
- 2 実施計画の策定
- 3 実施計画の進捗管理

## 敦賀市の現状（行財政改革を取り巻く環境）

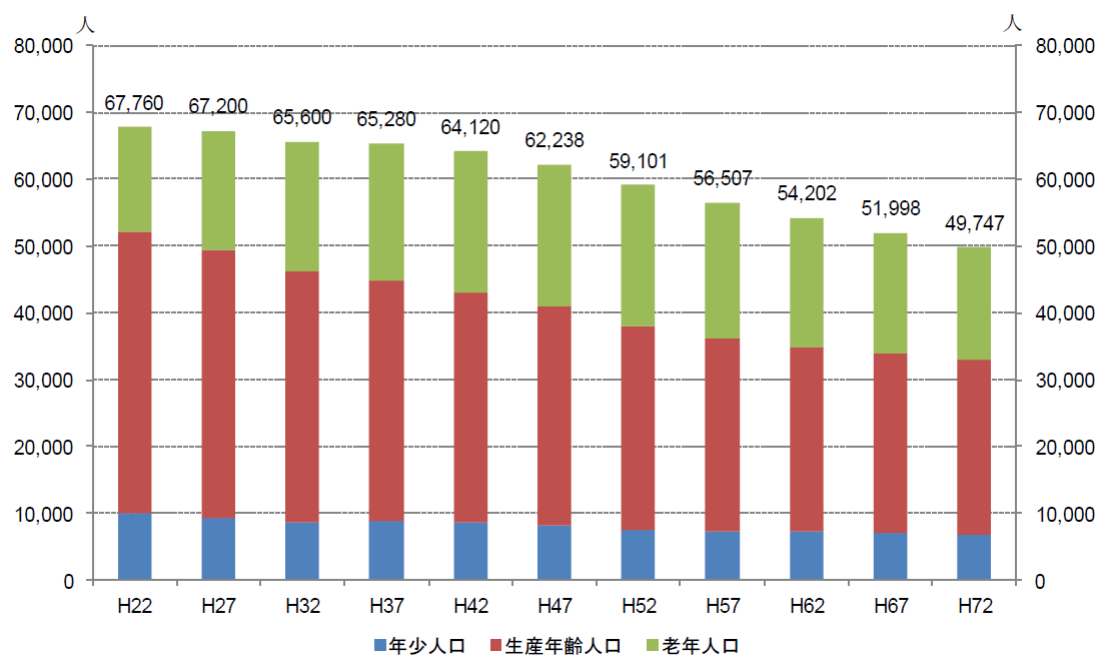
### ① 人口推計

本市では平成27年度に敦賀市人口ビジョンを公表しております。その中では、出生数と死亡数等が現状のまま推移すると仮定した自然体の人口推計で5万人を割り込む見込み（平成72年時点）を示しております。

あわせて、産業振興、子育て支援、人口流出抑制等の対策を講じた場合の見込みを示しておりますが5万人を少し超える程度（平成72年時点）となっております。

今後の行財政運営を考える上で、人口減少社会への対応は前提条件とする必要があると認識しております。

#### （自然体の人口推計）



※引用 敦賀市人口ビジョン（人口推計）

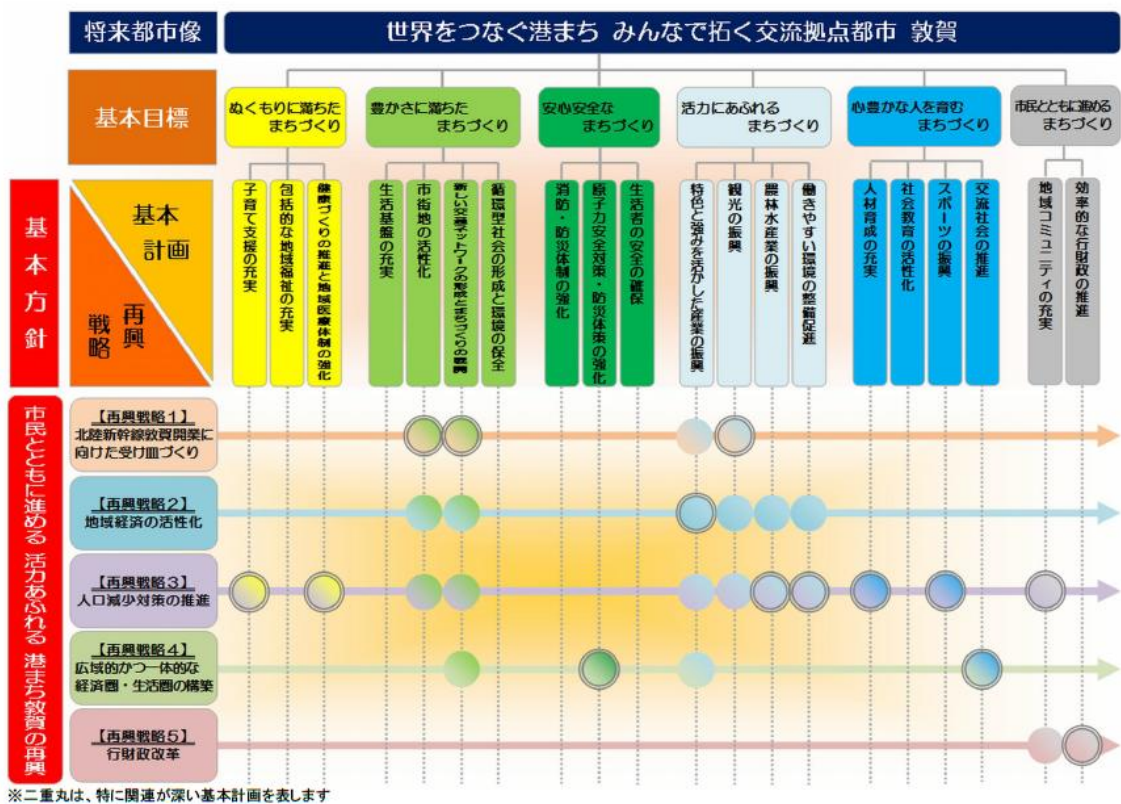
② 総合計画（後期基本計画再興プラン）

平成28年8月に公表した第6次敦賀市総合計画後期基本計画「敦賀市再興プラン」には5つの再興戦略を定めました。【再興戦略5】には、行財政改革（— 人口減少社会に対応した行財政への転換 —）を位置付け、目標として「人口規模に見合った行政サービスの供給体制の見直しと財政の健全性の維持」を掲げております。さらに基本的な方向性として

①人口減少に対応した行政サービスの量的縮小

②人口構成の変化に対応した行政サービスの質的転換

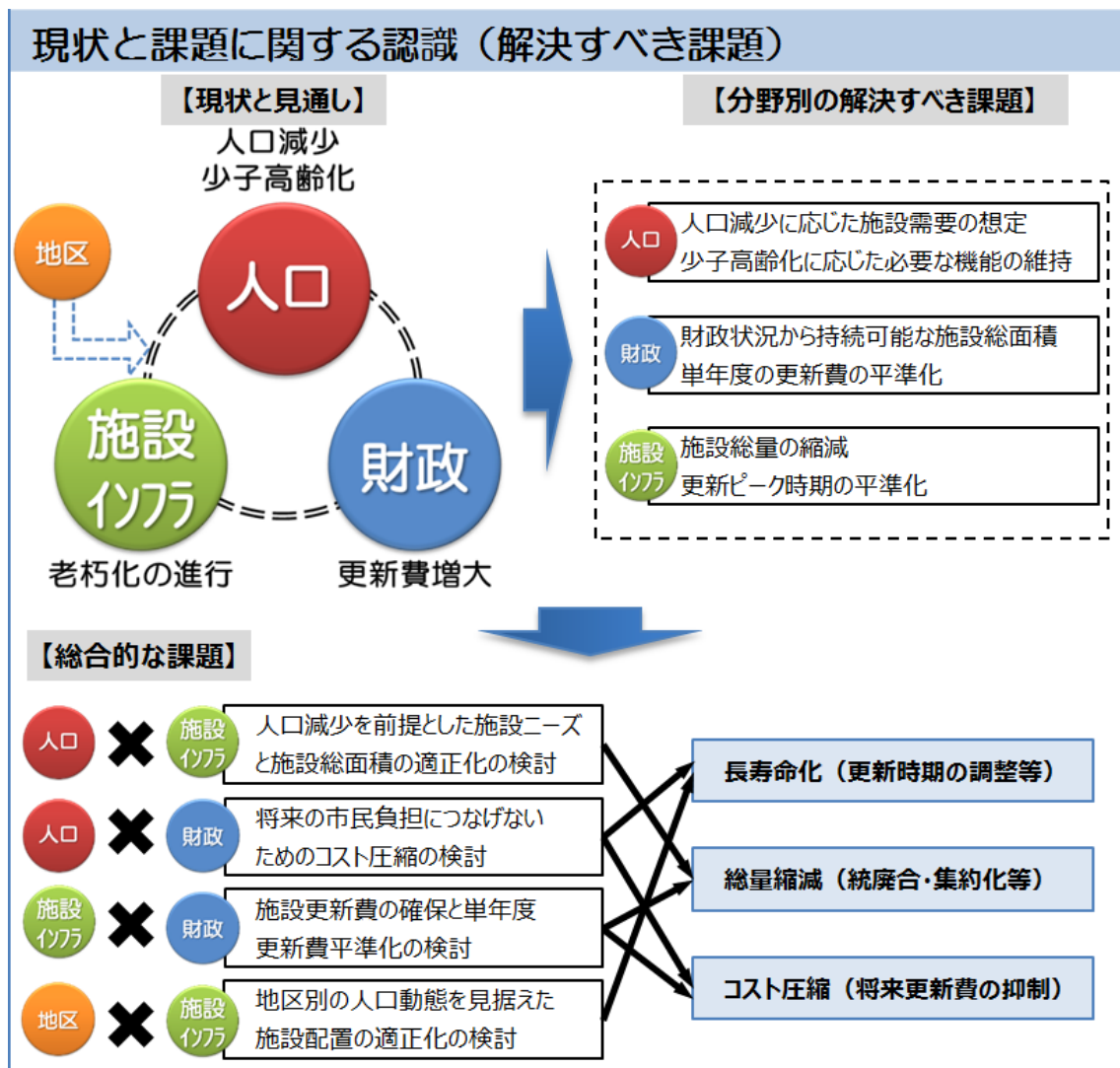
を明記しておりますので、今回の行財政改革大綱においても基本的な方向性として整合を図っております。



※引用 総合計画後期基本計画（敦賀市再興プラン）

### ③ 公共施設等総合管理計画

今回初めて敦賀市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。人口減少社会への対応として、次世代の市民のために公共施設のマネジメントに取り組みます。特に今後10年以内に目標耐用年数を超えることが見込まれる施設等の今後の在り方については、行財政改革の取組としても個別に検討を進めます。



※引用 公共施設等総合管理計画（P25 図表 2-1）

【基本理念】

次世代の市民のために、いま取り組む公共施設マネジメント

【取組方針】

方針① 【長寿命化と予防保全（品質管理）】

- ・点検診断による実態把握と修繕計画への利活用
- ・対症療法型の維持管理から予防保全への移行
- ・安全安心な利用に向けた耐震や施設性能の確保
- ・目標耐用年数への長寿命化によるライフサイクルコストの適正化

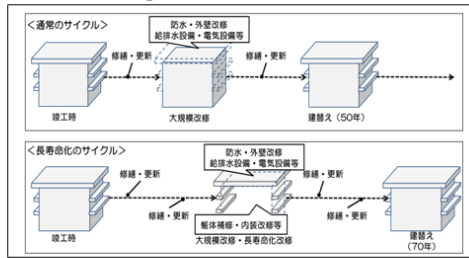
方針② 【公共施設の総量縮減（総量管理）】

- ・機能（サービス）の維持による統廃合の実施
- ・大きすぎず、使いやすさに配慮した施設整備
- ・多様な主体との連携による広域化や運営主体の変更

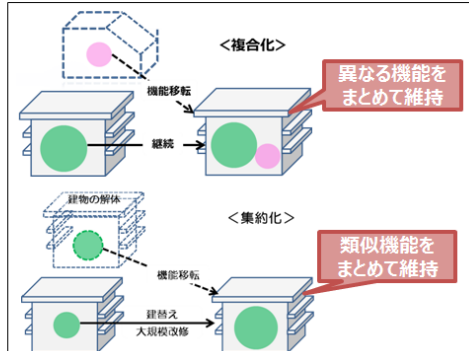
方針③ 【更新財源の確保（コスト管理）】

- ・総量縮減による維持管理経費の圧縮分を更新財源として確保
- ・資産の有効活用による財源確保
- ・民間活用による運営効率化や施設整備財源の確保
- ・使用料の見直しによる受益者負担の適正化

【方針①による長寿命化の実施例】

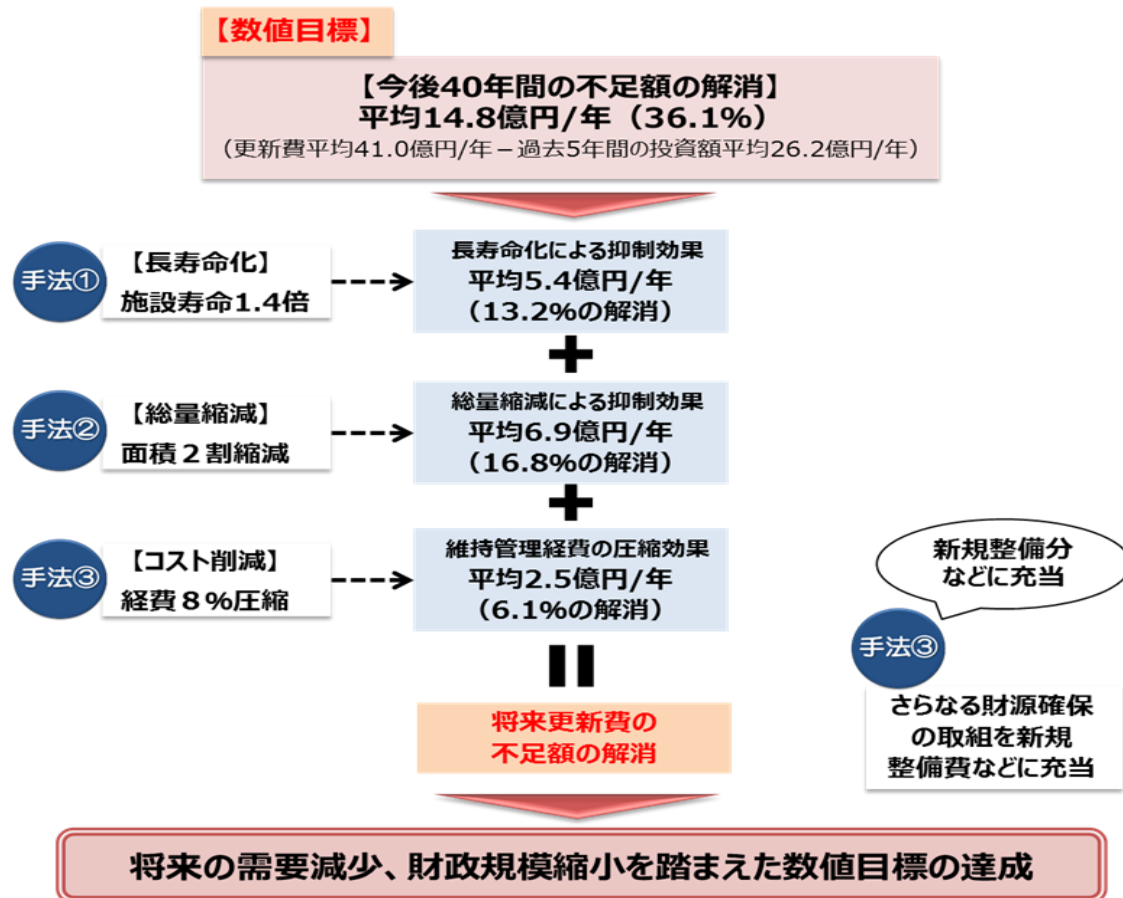


【方針②による統廃合の実施例】



※引用 公共施設等総合管理計画（P27～30）

【将来更新費抑制の手法と効果】（数値目標）



※引用 公共施設等総合管理計画（P35 図表 2-6）

## □ 敦賀市行財政改革プラン 基本方針

敦賀市では平成17年度から平成21年度までの5年間で第4次行政改革（集中改革プラン）を、平成24年度から平成26年度までの3年間で第5次行政改革を実行しました。その間に、民間委託の推進や指定管理者の導入による職員数の削減、職場風土の改善等様々な行政改革を推進しました。

平成28年8月に公表した第6次敦賀市総合計画後期基本計画における「敦賀市再興プラン」では、5つの再興戦略を示し、ここでは、再興戦略の1つとして、「行財政改革～人口減少社会に対応した行財政への転換～」を位置づけた上で、目標として「人口規模に見合った行政サービスの供給体制の見直し」と「財政の健全性の維持」を掲げています。

今回の行財政改革プラン（第6次行政改革大綱）において、将来を見据えた施設等のマネジメントの推進、財政の健全性の維持のための取組、事業の集約化、委託化等による行政運営の効率化等を進めていくこととしており、そのために必要な行財政改革を断行するため、次の基本方針を定めました。

## 基本方針 I

### 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進

#### 1 公有財産マネジメントの推進

平成29年1月に策定した公共施設等総合管理計画で示された3つの取組方針に基づき、将来を見据えた保有施設の適切な管理・活用について積極的に推進します。また、公有財産マネジメントを総合的に推進できる体制の整備を目指します。

#### 2 個別施設ごとの検討

今後10年以内に目標耐用年数を超えると見込まれる施設を中心に今後の施設の在り方等について検討を行います。また、施設の延命化や公園の利活用推進等についても検討します。

#### 主な取組内容

I	人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
1	公有財産マネジメントの推進
	公共施設等総合管理計画の推進
	公有財産マネジメント組織体制の構築
2	個別施設ごとの検討
	男女共同参画センターの機能移転と旧施設の方向性決定
	保育園等児童対象施設の適正配置の検討
	国保診療所の在り方の検討
	屋内スポーツ施設の今後の在り方の検討
	衛生処理場延命化計画の策定
	公園の利活用の推進・統廃合の検討



## 基本方針 II

### 財政の健全性の維持

#### 1 歳出の適正化

各種補助金や職員互助会への公費負担の在り方等を検討します。  
また、特殊勤務手当の妥当性等の検討及び超過勤務の抑制により、歳出の削減を図ります。

#### 2 歳入の確保

税収の確保のほか、デジタルサイネージ（注1）等の広告収入及び市有財産の貸付・売却等により一般財源の確保を図ります。また、クラウドファンディング（注2）の導入による、特定事業への収入確保を検討します。

（注1）デジタルサイネージ

デジタル看板のこと。通常の案内看板等と異なり、データを入れ替えるだけで内容を一新することができる。

（注2）クラウドファンディング

インターネット等で不特定多数の人に財源等の協力や提供を求めること。

#### 主な取組内容

II 財政の健全性の維持	
1 歳出の適正化	
	補助金の見直し
	職員互助会への公費負担の見直し
	特殊勤務手当の見直し
2 歳入の確保	
	市民税の未申告調査の強化
	施設使用料等の見直し
	広告収入による財源確保等の検討
	市有財産の貸付・売却等の推進
	クラウドファンディングの導入検討

## **基本方針 Ⅲ**

### **市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築**

#### **1 職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進**

市民サービスの担い手である市職員の定員管理を行い、人口減少社会における適正な職員構成等を検討します。あわせて、人事考課結果を給与等の処遇に反映させる手法等を検討します。

さらに、職員個人の能力を向上させるため、各種研修の充実を図るなど、行政課題に適切に対応できる人材の育成を推進します。

#### **2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化**

市民ニーズが多様化するなか、従来行ってきた事業執行や施設管理方法等が現状に即しているかどうかの検討を行い、必要な改善を行います。また業務効率化や業務量の削減に向けた取組を推進し、人員配置の適正化を行います。

#### **3 市民本位の視点に立った行政運営の推進**

市民が主役のまちづくりを推進するため、市民活動等への支援を推進します。また、現在行っている行政サービスの内容を見直し、市民の利便性向上を図ります。

さらに、ホームページや広報活動の充実、各種データの市民への提供を検討し、市民への情報発信の充実を図ります。

主な取組内容

Ⅲ 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築	
1	職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進
	職員の定員管理の実施
	人事考課結果の処遇反映
	行政課題に対応した職員研修の充実
2	業務の委託・集約等による業務執行の効率化
	上下水道窓口業務等の包括的委託
	市営住宅管理業務の民間委託
	畜犬登録等業務の全面委託
	一般廃棄物臨時収集手数料徴収業務の全面委託
	部内応援体制の運用促進
	事務決裁規程の見直し
	支払い事務の効率化
	業務システムの最適化
3	市民本位の視点に立った行政運営の推進
	男女共同参画における市民参画の推進
	民間による市民活動支援組織の育成
	コミュニティバス運行ルート等の見直し
	ホームページの充実
	広報活動の充実
	館蔵資料データベース公開の促進と改善

## 推進期間、目標年次と今後の進め方

### 1 推進期間、目標年次

平成29年度から平成32年度までの4年間を推進期間とし、目標年次を平成32年度とします。

### 2 実施計画の策定

改革の目標を達成するため、取り組むべき項目、取組期間などを定めた実施計画を策定します。実施計画の推進期間、目標年次は敦賀市行政改革プランと同じ平成32年度までの4年間とします。

### 3 実施計画の進捗管理

毎年度、項目ごとの達成状況などを敦賀市行政改革推進委員会（学識経験者を含む外部委員会）に報告し、検証しながら必要な見直しを行います。

また、実施計画の取組に係る効果額を毎年度算定します。取組の効果額は翌年度の中期財政計画の将来推計へ反映させます。